

# 逗子民報



岩室 年治



はつめ 明子

おもしろい相談室

発行 日本共産党三浦半島地区委員会  
2002年2月26日 第395号

逗子事務所 市政・生活相談所  
逗子市沼間2-15-4 TEL71-1321 FAX73-4798

## 総務常任委員会

# まちづくり条例を全会一致可決

二十日、総務常任委員会は十二月議会で継続審査となっていた「逗子市まちづくり条例」を全会一致可決しました。但し、同時に審査された「条例の早期制定を求める陳情」を賛成多数で継続審査として廃案にしました。岩室年治議員（日本共産党）は賛成討論を行ない、陳情の願意にある「条例」の施行日（平成十四年七月一日）までの期間、条例の趣旨が生かされるように、手続中の開発計画に対しても、窓口で「条例」への理解と指導を求めました。

総務常任委員会は、十八日から二十日までの三日間、平成十四年度予算や条例などの議案審査を行ない、二十日に採決が行なわれました。十二月議会の状況とは一変し、「条例」に対する問

題点を指摘する声もなく、質疑もなく、採決されて全会一致で可決されました。二十八日の本会議で委員長報告と表決が行われれば、可決の見通しとなっています。

## 広がった市民の運動 修正や廃案を許さず

昨年の「条例」の継続審査に対し、市民の反応も早く、逗子市まちづくり条例市民検討協議会の市民委員十二名の連名で、十二月二十五日には「市民の願い『逗子市まちづくり条例』が廃案の危機！」というチラシが全戸配布（新聞折込）されました。また、今年一月二十七日、図書館ホールで「開発規制力のあるまちづくり条例の早期制定をめざす市民集会」が市民約二百人が参加して行なわれ、同時にチラシが全戸配布（新聞

折込）もされました。日本共産党も逗子民報（一月三日付）を全戸配布、議会の動向と早期制定を求める活動を進めてきました。このような条例の早期制定を求める運動が市民の中にあつた結果、議会内に押し止められました。



## 継続を求めた議員の矛盾 条例は可決しながら 陳情は廃案に持ち込む

今定例会には条例の早期制定を求める「陳情」と久木六丁目開発計画に条例が適用されることを望む「陳情」の二件が提出されました。

陳情第二号「開発計画に対応する『まちづくり条例』の早期制定を求める陳情」（新日本婦人の会逗子支部・支部長梅川照子）は総務常任委員会に付託されて審査されました。

しかし、採決の場では岩室年治議員が賛成討論を行いました。賛成多数で継続審査となって廃案となりました。

参考 今定例会は市議会議員選挙の改選前である為、継続審査はすべて廃案となります。

陳情内容は、久木、山の根などで大規模な開発計画が持ち上がっている中で、継続中の「条例」を早期に制定して、その「条例」の趣旨が生かされるように開発に対する市の窓口において、施行日の前であっても事業者に協力と理解を求める努力をお願いするものでした。

継続動議の内容は「陳情の内容にある一部対応が難



しい問題もあり、陳情を継続したい」というものでした。しかし、「条例」に賛成し、一方で「陳情」に反対する理由があつたのでしようか。委員会の陳情審査の中でも、市当局からは、議会で条例が可決されれば、施行日までに、市民・事業者への周知を図り、例えば開発手続中であっても、施行日からは、それ以降の手続きは「条例」の適用を受けるという説明もあつたにもかかわらず、継続賛成者は「陳情」を葬り去る廃案を選び、それを求めたということです。

## まちづくり条例・陳情 各派・議員の態度

総務常任委員会	12月議会 継続動議	2月議会 採決	早期制定 陳情
日本共産党 岩室	継続反対	○	継続反対
次世代フォーラム 平井	継続反対	○	継続反対
政風会 須田 千葉	継続賛成 継続賛成	○ ○	継続賛成 継続賛成
新世紀 真下	継続賛成	○	継続賛成
公明党 池田	継続賛成	○	継続賛成

## 建設環境常任委員会

(委員長) 松本	久木六丁目開発計画 陳情	
	継続反対	—
政風会 岡本	継続賛成	退席
新世紀 高橋	継続賛成	退席
改革ずし 小谷	継続賛成	退席
次世代フォーラム 森	継続反対	○
社会民主党 関口	継続反対	○
無所属 酒井	継続反対	○

# 久木陳情 継続で可否同数 委員長採決で全会一致了承

建設環境常任委員会では、陳情第三号「(仮称)逗子市久木六丁目開発計画に関する陳情」(仮称・久木地区の大規模宅地開発に反対する会・世話人 中里洋子 他三名)の審査が行われ、採決の場で継続審査の動議が提出されましたが、賛成三人と反対三人の可否同数のために、委員長採決で継続動議は否決、その直後に

動議提出者とその賛同者を含めて三人が退席、再び採決が行なわれた結果、全会一致了承となりました。継続動議の提出者は「陳情」内容と参考添付されている「市長申し入れ書」の内容が違ふことを問題にしましたが、今議会の継続はイコールド案であり、「陳情」の願意を受けとめる姿勢がなかったことを示しま

した。陳情内容は①開発地域には幼稚園、保育園、公立小中、私立学校もあつて文教地区で、通園・通学路が交通安全のうえで危険が増える。②地元は大雨で度々冠水し、住民は常に不安にあつた。市当局も安全を断言できていない。③久木は谷戸で風害がある。④騒音、粉塵、振動、地盤沈下など生活環境と教育環境に影響が大である。⑤緑に囲まれた環境を変貌させるものである。最後に「まちづくり条例」にそつた対応を願ひ、問題の解決と開発計画の見直しを求めるものでした。

現在、久木五丁目、六丁目で持ち上がっている開発計画について、今回の「条例」可決と「陳情」了承を力にして、周辺の住民のみ

なさんが立ち上がつて、久木地域では新しい「会」も作られ、六月議会にむけて請願署名の運動が進められています。

ねて考えると、今回の対応は「条例」に消極的な姿勢を改めて印象づける結果となつています。

## 市議選後も修正は可能 市民の監視が必要

一年半近くをかけて市民参加で作られてきた「条例」が制定される見通しとなつてきていますが、議会後、二月末実施される市議会議員選挙後、施行日を迎える「条例」が、運用されてい

く中で、議会側から「条例」の一部修正はいつでもできるわけです。そのことを考えると「条例」に対する理解と対応が重要であり、選挙の争点の一つとなると考えられます。

「陳情」に対して継続という廃案を求めた議員は、当初「条例」を継続した議員、会派であったことを重

まちづくり条例と開発指要綱をめぐる動き	日本共産党
市長と市議会の動き	
平成8年5月 平井市長が「要綱」改正 ●高さ制限を大幅に緩和する。	「開発指要綱」の規制緩和について反対する。
平成9年9月議会 ●13件の開発など反対陳情を了承	12月議会 一般質問 ●市民と議会の意思を尊重し、政策変更を求める。
平成10年3月 市議会議員選挙	「要綱」を戻し、規制力のあるまちづくり条例の制定を公約。
平成10年6月議会 改選後の定例会	一般質問で取り上げ 平井市長に「要綱」を戻せと迫る。
平成10年12月市長選 長島市長誕生	
平成11年2月予算議会 ●理念的な条例が望ましいと考へているが、市民、議会の声を聞いて検討したいと答弁	長島市長に対する代表質問・質問 ●景観保全と「まちづくり条例」についてただす。
平成11年4月 「要綱」一部戻す	
平成12年3月予算議会 経費計上 6月まちづくり条例市民検討協議会設置	
●市民参画のまちづくり、適正な開発誘導、開発指要綱の条例化、公聴会創設など検討中、開発凍結は難しいと答弁	平成13年9月議会 一般質問 ●まちづくり条例の早期提案、制定後、施行日までの手続凍結を求める
平成13年10月 協議会、報告書提出	
平成13年12月議会 条例を提案	委員会で賛成討論 ●原案どおり可決を求める
平成14年2月議会 条例可決	

## 陳情の賛成討論 岩室年治

陳情第2号、開発計画に対応する「まちづくり条例」の早期制定を求める陳情について、賛成の立場から討論に参加致します。陳情の願意は、提出者が述べられているように、第1はまちづくり条例の制定を目前にして、計画が持ち上がっている久木、山の根などの開発計画について、その周辺住民が早期に制定を願うものであり、その点については、先程の採決が終了しました「まちづくり条例」の可決をもって達せられていきます。次に、第2は「条例」制定後、施行までの期間、手続凍結としたいという判断であり、市長並びに市当局(企画部)としては、難しいという判断であり、陳情者は「条例」に加えられること「開発指要綱」などを望んでいるものであり、市当局もこれまでの「要綱」を条例化したものであり、それらについては「条例」の周知とあわせて窓口対応をしていくことが述べられていました。「また、施行日以降は、手続きの途中であつても、その日からは「条例」に基づき対応も行われるものと答弁されてまいりました。市議会としても、市民の願意を理解し、「まちづくり条例」が今後のまちづくりに生かされることを強く求める必要があると判断するものであり、以上のことから「陳情」に賛成致します。

ハッと開けば世の中がみえる  
多彩な情報満載

# しんぶん 赤旗 日曜版

タブロイド判・36ページ・うちカラー4ページ・980円